

平成26年の提案募集方式における地方からの提案(全体)

A-①

これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの(76件)

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等
	分野	区分			
二本松市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。	都市計画法第19条第3項 都市計画法施行令第14条 都市計画法施行規則第13条の2
横浜市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画の軽易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置	都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条
函館市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ
川崎市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。 また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2

埼玉県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	都市公園法施行規則第7条の2第3項
北上市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正された。	都市公園法施行令第十四条第三号
滋賀県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃	保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃	「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和	認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。	「保育所の設置認可等について」の取扱いについて(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知) 改正児童福祉法第35条第5項第1号(平成27年4月1日施行予定)
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条

中国地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化にしている現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること	「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(S51.4.16厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)
鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	放課後児童クラブの補助要件緩和	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。	「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)
相模原市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和	児童福祉法第6条の3第2項 等放課後児童健全育成事業等実施要綱 I 7(1)
神戸市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 3(2)障害児受け入れ推進事業
神戸市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 1(2)長時間開設加算額
中国地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること	「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

山梨県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業における事業の実施主体となる対象の拡大	国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象をこの広域的連携主体都道府県にも拡大するよう要望する。	妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱
特別区長会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	産後ケア事業に対する補助条件の見直し	国の「母子保健医療対策等総合支援事業」中の「妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件(実施要綱)を緩和し、産後ケア事業など各事業単独での補助申請が可能となる仕組みとする。 (現状の補助条件)「妊娠・出産包括支援モデル事業」中の3事業全てを実施(提案内容)3事業全てを実施だけではなく、各事業単独での実施も可とする	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
千葉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険法地域支援事業の認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の要件の緩和	平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業として「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」を設置して認知症支援事業を実施することが市町村に義務付けられるが、「専門的知識を有する者」として、国が養成する認知症地域支援推進員だけではなく、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。	介護保険法第115条の45第2項第6号(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による改正後の介護保険法。当該条項の施行期日は平成27年4月1日。)
萩市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立	通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。	介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条
長崎県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特別養護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できるように一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正	H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかる事項について再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。	H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」
堺市・大阪府	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行令第6条に規定する介護保険認定審査委員の任期の緩和	介護保険認定審査会委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。 (参考) 第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み	介護保険法第17条 介護保険法施行令第6条第1項

さいたま市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険認定審査会委員任期を定める規定の緩和	介護保険認定審査会委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。 (参考) 第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み	介護保険法第17条 介護保険法施行令第6条第1項
福井県	医療・福祉	A 権限移譲	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲	麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、11項、同法施行規則第9条の2
熊本県、佐賀県、大分県	医療・福祉	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲	厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること	麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2
長野県	医療・福祉	A 権限移譲	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲	現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2
京都府、兵庫県	医療・福祉	A 権限移譲	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2
京都府、兵庫県	医療・福祉	C A又はBに関連する見直し	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2

京都府、兵庫県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	医療用麻薬の廃棄にあたっての行政職員の立会要件の廃止	麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員の立会いの下に行わなければならないこととされている要件をなくし、事後届出のみでよいこととする	麻薬及び向精神薬取締法第29条
長崎県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	麻薬取扱者の免許の期限延長	麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の日の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)	麻薬及び向精神薬取締法第5条
熊本県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	社会医療法人の認定要件拡充	社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること	医療法第42条の2 平成20年厚生労働省告示第119号 「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」 厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	社会医療法人の認定要件緩和	社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。 (参考) 「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行っていれば認定要件を満たすこととすることを指す。	医療法第42条の2 厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」
新潟市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止	市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定	学校教育法第4条第1項第2号
京都市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定	学校教育法第4条 学校教育法施行規則第3条～第19条

京都府、兵庫県	教育・文化	A 権限移譲	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条
埼玉県	環境・衛生	A 権限移譲	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、2項、第75条第1項、3項
埼玉県	環境・衛生	A 権限移譲	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項
埼玉県	環境・衛生	A 権限移譲	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項
徳島県、兵庫県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	狩猟免許の有効期間の延長	有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項
長崎県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわなと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条

三豊市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長	一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の5の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良な事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5
愛媛県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項
山梨県	産業振興	A 権限移譲	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	産業競争力強化法第113条
九州地方知事会	産業振興	A 権限移譲	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条～第45条
大阪府、京都府、兵庫県、徳島県	産業振興	A 権限移譲	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。 第113条 創業支援事業計画の認定 第114条 創業支援事業計画の変更等 第137条3項 報告書の徴収 第140条1項6号 主務大臣等	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号
九州地方知事会	産業振興	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条

神奈川県	産業振興	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第6条
埼玉県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲(参考) 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲予定	中小企業等協同組合法施行令第34条
京都市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。	災害救助法第4条 建築基準法第85条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条
九州地方知事会	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条
愛知県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	河川法第79条第2項1号

大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とすること。	河川法第79条
愛媛県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	河川法第79条第2項第4号
茨城県	土木・建築	A 権限移譲	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来している。このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	河川法施行令第2条第1項
岐阜県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	道路法第33条第1項 (道路の占用の許可基準)
松山市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高く算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことなどがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、のみなし適用を各自自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。 (参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条

豊田市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。 (参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任	公営住宅法第29条
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。 (参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条
全国市長会	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	建築基準法第6条
全国市長会	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4
神奈川県	土木・建築	A 権限移譲	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む) (参考) 2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定	建設業法第3条等
神奈川県	土木・建築	A 権限移譲	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む) (参考) 2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定	宅地建物取引業法第5条等

京都府・徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4
岡山県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条1項1号別表4
鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5
山武市	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定に使えるよう制度を見直していただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、口
香川県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6口①、別表21
神戸市	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15~150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、ホ

愛媛県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 <p>【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 <p>【車両減価償却費等国庫補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。 	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の木、別表6のロ②(1)(及び二)、表7の5、別表8
広島市	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の木、別表6の二①
鳥取県、徳島県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	<p>地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとするため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。</p> <p>第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ</p> <p>第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める</p> <p>第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)</p>	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条
佐賀県	その他	A 権限移譲	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	<p>出入国管理及び難民認定法第6条</p> <p>関税法第15条の3</p> <p>検疫法第4条</p> <p>植物防疫法第6条、第8条</p> <p>家畜伝染病予防法第38条、第40条</p>
金沢市	その他	A 権限移譲	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	特定非営利活動促進法第9条

長崎県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	NPO法人仮認定申請に係る 設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	特定非営利活動促進法第59条第2号
九州地方知事会	その他	B 地方 に対する 規制緩和	社会保障・税番号制度における 個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 (例) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に係る事務等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項
東京都	その他	A 権限 移譲	消費者安全法に基づく勧告・ 命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条

B-①

これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの（76件）

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等
	分野	区分			
磐田市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみを設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項
中津市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	都市計画法第29条第1項
東広島市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という)の区域内にあっては、当該指定都市の長の許可を受けなければならない、と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	都市計画法第29条第1項、第78条第1項
酒々井町	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	都市計画法第19条第3項

全国町村会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)
芦別市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すこととなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	都市公園法第16条
北上市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるように改正されたい。	都市公園法第16条
鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項
和歌山県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。	森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3

宮城県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項
広島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止	知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3
中国地方知事会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項
和歌山県・京都府・大阪府	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲	重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域	“森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条”
奈良県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	保安林の指定、解除等の権限の移譲	大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。	森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2

青森県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。	森林法第25、26条
群馬県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につなげるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。	森林法第25条、第26条
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	森林法第25条、第26条
愛知県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。	森林法第6条第5項
福島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止	「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。	森林法6条5項
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育士定数に算入することができる(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該既定を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。	児童福祉法 第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 附則第2項

鹿児島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和	児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができる(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、当該省令を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。	児童福祉法第45条、児童福祉の設備及び運営に関する基準附則第2項
瑞穂市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入	国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しをするもの。	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条
広島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和	最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条
萩市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。 保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所における給食の外部搬入の拡大	保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2
徳島県、京都府、和歌山県、大阪府	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準
安城市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2
鳥取県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条
中国地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し	保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいはは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。	児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号)

東京都	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大	保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で定める事項について、参酌化すること。	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条、第32条の2、第33条、第35条
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。 「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員」(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。 これを本体施設の業務に支障のない範囲において兼務を認めることを求める。	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等
埼玉県	医療・福祉	A 権限移譲	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること	児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2の5第1,2項
長岡市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項
兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	改正後児童福祉法第34条の8の2第2項

<p>兵庫県</p> <p>【共同提案】 京都府、徳島県</p>	<p>医療・福祉</p>	<p>A 権限 移譲</p>	<p>臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲</p>	<p>・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。 ※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)</p> <p>・加えて、国が一方向的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。</p> <p>(1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。</p> <p>(2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。</p>	<p>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令</p>
<p>松山市</p>	<p>教育・文化</p>	<p>A 権限 移譲</p>	<p>県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲</p>	<p>都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。 また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項 市町村立学校職員給与負担法 第1条</p>
<p>和歌山市</p>	<p>教育・文化</p>	<p>A 権限 移譲</p>	<p>県費負担教職員の人事権や学級編成基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲</p>	<p>県費負担教職員の人事配置や学級編成に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法</p>
<p>大分市</p>	<p>教育・文化</p>	<p>A 権限 移譲</p>	<p>県費負担教職員の人事権等の移譲</p>	<p>・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。 ・都道府県が定めるように規定されている学級編成基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 第3条 市町村立学校職員給与負担法第1条</p>

特別区長会	教育・文化	A 権限移譲	県費負担職員の人事権等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条
全国特例市市長会	教育・文化	A 権限移譲	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項
大阪府	教育・文化	A 権限移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定	市町村立学校職員給与負担法(5条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条) 義務教育費国庫負担法(8条) 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(9条)
中核市市長会	教育・文化	A 権限移譲	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意識の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法
愛知県	環境・衛生	A 権限移譲	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲	給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み	水道法施行令第14条第1項

鳥取県・大阪府	環境・衛生	A 権限移譲	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み	水道法施行令第14条第1項、第2項
広島県	環境・衛生	A 権限移譲	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み	水道法第6条ほか 水道法施行令第14条第1項
福島県	環境・衛生	A 権限移譲	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大	厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み	水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項
大阪府・和歌山県・鳥取県	環境・衛生	A 権限移譲	水道事業経営の認可等の権限移譲	厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。 【具体的な改正内容】 水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み	水道法施行令第14条第1項
中国地方知事会	環境・衛生	A 権限移譲	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み	水道法第6条ほか

埼玉県	環境・衛生	A 権限移譲	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること	浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11条第2項、第11条の2、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第53条第1項、第2項
長崎県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化	浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行う。	浄化槽法第48条
九州地方知事会	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加	現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。 (参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免許に係る暴力団排除については、本年6月に改正法成立	旅館業法第3条第2項、第8条
九州地方知事会	産業振興	B 地方に対する規制緩和	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項
九州地方知事会	産業振興	B 地方に対する規制緩和	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項
愛知県	産業振興	A 権限移譲	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱

広島県	産業振興	A 権限移譲	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱
徳島県、兵庫県、鳥取県	産業振興	A 権限移譲	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経産局等設置の委員会の評価等を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(のうち希望する都道府県)に権限を移譲する。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱
京都府、兵庫県	産業振興	A 権限移譲	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第4条、第6条、第7条、第13～18条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

中国地方知事会	産業振興	A 権限移譲	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱
愛知県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条 第1項
鳥取県、大阪府、徳島県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条
九州地方知事会	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とすること。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律第5条及び第6条
神奈川県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

京都府、大阪府、鳥取県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条
兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとすること 基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。	企業立地促進法第5条第1項
中国地方知事会	産業振興	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条
広島県	産業振興	A 権限移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	工場立地法第4条の2
聖籠町	産業振興	A 権限移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	工場立地法第4条の2
中国地方知事会	産業振興	A 権限移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	工場立地法第4条の2

愛媛県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。 なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。	工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条
愛媛県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条

A-②

これまでに議論されていなかった事項であって、A-①以外のもの（292件）

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等
	分野	区分			
兵庫県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)
関西広域連合	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)
仙台市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市計画法施行令第6条第1項第6号 都市計画運用指針C. C-1.(1)
仙台市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	都市計画法第59条第1項
高岡市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を利活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	【都市計画法】・第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】・Ⅲ-13

合志市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。合併した自治体が持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されている。しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	都市計画法 第34条
合志市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	都市計画法 第34条
安城市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	都市計画法第34条、同法施行令第21条
聖籠町	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	都市計画法第7条 都市計画運用指針IV-2-1-B
岩手県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林は除く)の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	国が所有者である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定の解除権限がある民有保安林(重要流域の1号～3号保安林以外の保安林)を道路等の事業用地として林野庁以外の国の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。	森林法第26条、第26条の2
宮城県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	森林法第26条、第26条の2

長崎県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。	森林法第34条第2項
全国町村会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)
佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	土地収用法17条
埼玉県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	都市公園法施行令第5条
九州地方知事会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付け54国土利第401号土地利用調整課長通達「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」

広島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるような制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講ずること。	・屋外広告物法第7条、第8条、第28条 ・平成16年12月17日付け国都公緑第148号 国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」I 2. (4)
岐阜県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項
長崎県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	国補助事業(森林・林業再生基盤づくり交付金等)における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和する	森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱第2の2
長崎県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	測量法第14条、第21条、第23条、第39条
大野市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	地籍調査作業規程準則、第23条、第30条第1項・第2項 地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2 平成23年3月18日付け国土国第633号国土交通省土地・水源局国土調査課長通知
川崎市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条

豊橋市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。	開発許可制度運用指針
さいたま市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」平成14年6月28日付け国都総第633号
埼玉県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分収林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	分収林契約適正化事業実施要領
佐賀県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等
山梨県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が続く限り設置を可能とする。	農地法第4条及び第5条 (平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知)
長岡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準を示した、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12構改B第404号)

京都府	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項
近江八幡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	農地法第3条第1項第5号 農地法第3条第2項第2号 農地法施行令第6条第1項第1号ロ
松山市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置にある再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱 別紙1 第4助成措置の1 第1の1 関係(1)
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるよう制度の緩和を行うこと。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱
兵庫県・大阪府・徳島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱
埼玉県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

仙台市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	中央卸売市場業務にかかる業務規程に関して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に関し、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	卸売市場法第9条、第11条 卸売市場法施行令第7条
鳥取県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。	学校給食用牛乳供給対策要領第2
秋田県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)を実勢単価に即したものに見直すこと	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)
三重県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農事組合法人の事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。	農業協同組合法第72条の8第1項
大分県・長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超)を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条
愛媛県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条

長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。	野菜生産出荷安定法施行令第1条
九州地方知事会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	青年就農給付金の要件緩和	青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱
指定都市市長会	農地・農業	A 権限移譲	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
聖籠町	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと ②現状が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項

豊橋市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とすること。	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4
近江八幡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)
立山町	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	強い農業づくり交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄の4
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できることとする。	強い農業づくり交付金実施要綱
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島に限り2戸まで緩和できることとする。	強い農業づくり交付金実施要綱

愛媛県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない。1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	強い農業づくり交付金実施要綱
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。	強い農業づくり交付金実施要綱
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	強い農業づくり交付金事業における、施設の分散設置を認めること。	強い農業づくり交付金実施要綱
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等
長崎県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	経営転換協力金の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付対象としていただきたい。	農地集積・集約化対策事業実施要綱

大阪府・兵庫県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とされたい。	農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項
徳島県・兵庫県	農地・農業	A 権限移譲	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針
徳島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱
秋田県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価を実勢単価に即したものと見直すこと	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)
兵庫県・大阪府・徳島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続の簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱

兵庫県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	農業委員会法第7条～第17条
埼玉県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱
埼玉県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱
埼玉県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち国産花きイノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	産地活性化総合対策事業実施要綱
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	療養介護の利用対象者要件に関する規制緩和	療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示で利用対象者であることの明確化)し、「動く重症心身障害者」が安心して療養介護が受けられるようにすること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第5注1(2)

福井県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害福祉サービスにおける加算の送迎算定要件の緩和	障害福祉サービス事業所が利用者の送迎を行った場合に算定できる送迎加算について、地域の実情に応じて都道府県が決定できるようにすること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)第6の12等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(6)⑬等
滋賀県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。 具体的には、①現行の人員配置体制加算(Ⅰ)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等
滋賀県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2

徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。 具体的には、①「現行の人員配置体制加算(I)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等
徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2
徳島県・京都府・和歌山県・鳥取県・兵庫県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	施設外就労加算要件における規制緩和	施設外における支援を行う場合の要件を、地域の実情に応じて、地方が独自に緩和できるようにすること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第186条、第190条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第14の11、第15の12
川崎市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害者入所支援施設の指定に係る都道府県知事の同意の廃止	指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定事務について、当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害者総合支援法第29条第1項の指定をしないことができることを根拠とした都道府県知事の同意を廃止する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第38条 地方自治法施行令第174条の32
さいたま市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害支援区分認定審査会委員任期を定める規定の緩和	障害支援区分認定審査会委員任期について、現在は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5条

愛知県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止	都道府県医療費適正化計画の策定義務及び当該計画に係る評価(中間年度、最終年度)を廃止すべき。	高齢者の医療の確保に関する法律、第9条第1項、第11条第1項、第12条第1項
関西広域連合	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関の指定・指導権限の地方厚生局から広域連合への移譲	健康保険法等に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。	健康保険法第65・66・68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条 等
和歌山県	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限の移譲	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限を都道府県知事に移譲する。	健康保険法第63条第3項第1号、第64条、第73条、第78条第1項、第80条 国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条
徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関の指定・指導権限の移譲	健康保険法及び国民健康保険法に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、都道府県への移譲を求める。	健康保険法第65条、第66条、第68条、第71条、第73条、第78条、第80条、第81条 国民健康保険法第41条、第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条 等
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	医療保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う保険医療機関への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ○保険医療機関等に対する指導・監査業務、保険医療機関等の指定及び保険医等の登録の申請等、施設基準の届出等に関する業務 ○社会保険診療報酬支払基金支部における適正な審査と迅速適正な支払を確保するための事務 ・審査委員会からの診療担当者に対する出頭、報告等の要求の承認及び診療報酬の支払いの一時差し止めの承認 ○社会保険審査官及び社会保険審査会法に規定する健康保険法・船員保険法による審査請求に係る事務	健康保険法第73条等 社会保険診療報酬支払基金法第18条、第19条等 社会保険審査官及び社会保険審査会法

兵庫県	医療・福祉	A 権限移譲	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条
鳥取県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	ロボット手術に係る先進医療の対象化	一定の水準を持つ医療機関における保険診療の対象外のロボット手術を、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準」(平成20年厚生労働省告示第129号)に規定する先進医療の対象とする。	健康保険法第86条第1項 高齢者の医療の確保に関する法律第76条第1項 「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号 「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準」(平成20年厚生労働省告示第129号)
山梨県	医療・福祉	A 権限移譲	診療報酬を定める一部の権限の都道府県への移譲	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めることとされている診療報酬のうち、入院基本料について、都道府県知事が定められるようにする。	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項
兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬単価(1点=10円)について、一定の要件のもとに独自設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等
広島市	医療・福祉	A 権限移譲	入院基本料の施設基準に関する特例を認める権限の移譲	厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)により厚生労働大臣が定めることとされている基本診療料の施設基準等における一般病棟入院基本料の施設基準について、地域の実情に応じた特例的な取り扱いができるよう、認める権限を指定都市に移譲する。	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。) 高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) 基本診療料の施設基準等(平成24年厚生労働省告示第77号)

全国市長会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるよう措置を講じること。	国民健康保険法第8条
大分市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整手続の簡素化・迅速化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。	国民健康保険法第8条
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保険医療機関における付添介護要件の緩和	重度障がい児・者が入院した場合、保険医療機関において付き添いができるのは「家族等患者の負担によらない者」とされているが、これをヘルパー等についても認めること。	厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
萩市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	ドクターヘリでの診療行為に対する診療報酬算定方法の見直し	基地病院以外に病院間搬送する場合にドクターヘリ内で行う診療行為について、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の見直しを行う。	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成26年3月5日保医発0305第3号通知)
萩市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	医療費の適正化対策の促進	保険者が医療費適正化対策を強力に推進し、法的根拠をもって重複・頻回受診者に対する適正な指導・対策に取り組めるよう、国において、国民健康保険法第62条に係る「療養に関する指示」に重複・頻回受診者への適正指導を明記する。	国民健康保険法第62条

神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	後期高齢者医療制度に係る市町村・広域連合に対する報告徴収、実地検査の実施等	後期高齢者医療制度の運営に関し、厚生労働大臣と都道府県知事で重複する権限を一元化するため、都道府県知事への移譲を求める。 ・市町村及び後期高齢者医療広域連合に対する報告徴収等	高齢者の医療の確保に関する法律第134条
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	健康保険組合等の指導監督	医療保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う健康保険組合等への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ・健康保険組合等の事業及び財産の状況等に係る立入り検査等 ・健康保険組合等からの届出受理、各種認可事項の審査 ・健康保険組合等の事務に係る疑義照会の対応	健康保険法第29条
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	国民健康保険の保険者の指導の移譲	国民健康保険制度の運営に関し、厚生労働大臣と都道府県知事で重複する権限を一元化するため、都道府県知事への移譲を求める。 ・保険者及び国保連に対する事業等に関する検査等 ・国保組合及び国保連に対する監督上必要な命令 ・保険者である市町村に対する地方自治法上の技術的助言等	国民健康保険法第106条、第108条 地方自治法第245条の4
兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県	医療・福祉	A 権限移譲	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を実効あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監査 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	健康保険法第7条の38、第7条の39、 第12条、第23条、第24条、第26条、 第29条等
松山市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険料の特別徴収対象年金の優先順位撤廃	介護保険の被保険者が複数の年金を受給している場合に、1つでも年額18万円以上の年金があれば、介護保険料の特別徴収を実施することができるように、特別徴収対象年金の優先順位を撤廃すること。	介護保険法第135条 介護保険法施行令第41条、第42条

京都市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等	訪問介護等の介護保険法上の事業等は、老人福祉法上の事業等にも該当するため、両法上の届出等をする必要があるが、一方の届出等があった場合、他方も届出等があったこととする「みなし規定」を設ける。	介護保険法第70条、第75条、第78条の2、第78条の5、第115条の2、第115条の5、第115条の12及び第115条の15 老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2及び第16条
大阪府・京都府・兵庫県・鳥取県・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	老人福祉法と介護保険法では、同一施設について各々の法で規定されているため、事業開始時やその後変更が生じた際には各法に基づく書類の提出が必要となっている。事業者にとっては、一つの事業であるにもかかわらず、2種類の書類の提出が必要であり、非効率かつ負担となっているため、介護保険法上の申請があった際には老人福祉法上の届出があったとみなす「みなし規定」を老人福祉法に設ける。	老人福祉法第15条、第15条の2、第16条 介護保険法第70条、第75条、第86条、第89条、第91条
岐阜県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	短時間訪問介護の算定要件の対象拡大	「身体介護20分未満」の日中区分利用対象者が要介護3～5に限定されているところ、要介護1、2も含める。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表1の注2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2の2の(4)(5)
京都府・兵庫県・和歌山県・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	訪問リハビリテーションサービスの利便向上及び供給拡大	介護報酬に係る訪問リハビリテーションの実施は、別の医療機関からの情報提供に基づいて実施する場合、情報提供を受けた医療機関の医師の診察があらためて必要となるが、都道府県の定めた一定の基準を満たす医師からの情報提供である場合は、必ずしも診察を必要とせず、提供された情報をもとに、リハビリテーションの指示を行うことができるものとする。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表4の注1 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1 問48
長崎県	医療・福祉	A 権限移譲	業務管理体制の整備等に係る事務権限の中核市への移譲	介護保険法第115条の32(業務管理体制の整備等)、115条の33(報告等)及び115条の34(勧告、命令等)に係る都道府県の権限を中核市に移譲する。	介護保険法第115条の32、115条の33、115条の34

中国地方知事会	医療・福祉	A 権限移譲	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲すること。	介護保険法第115条の32、第115条の33、115条の34
大阪府	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険料の賦課にかかる負担の公平化	現在、本人や同じ世帯に属する者の個人住民税の課税状況に応じて段階的に設定している第1号保険者の介護保険料について、被保険者個人の所得の実態に合ったものとし、負担の公平性を確保する観点から、被保険者個人単位での賦課や、保険料の算定に定額制と定率制を併用する「新しい仕組み」の導入ができるよう、介護保険法等について、所要の規定整備を行う。	介護保険法第129条、介護保険法施行令第38条
大阪府・京都府・兵庫県・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険制度における「補足給付」の拡充	低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する「特定入所者介護(予防)サービス費」の支給(補足給付)の対象に「認知症対応型共同生活介護」(グループホーム)も含めるよう、介護保険法について所要の規定整備を行う。	介護保険法第51条の3
愛媛県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護サービスの地域間格差の是正	市町村と協議の上、都道府県において、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の誘導等を図る。	介護保険法第41条第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示)第2号、厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)等
愛媛県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上	更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者にインセンティブが働く仕組み(例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入)をつくるとともに、サービス利用者には次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図る。	介護保険法第41条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表6等

石川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	医療法人の理事長の医師要件の撤廃に向けた特例認可制度の廃止	医療法人の理事長は、原則医師又は歯科医師がなることとされており、非医師が理事長となる場合には県知事の認可が必要とされているが、医療機関の管理者は医師であり、理事長が医師である必要がないため、理事長の医師要件の撤廃に向けて医療法人の理事長の特例認可制度を廃止する。	医療法第46条の3 S61. 6. 26厚生省健康政策局長 通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
福井県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	一人医師医療法人の設立許可に係る手続の簡素化	一人医師医療法人の設立認可(認可をしない処分を除く)手続に係る医療審議会の意見聴取を廃止(報告事項化)する。	医療法第45条第2項
川崎市	医療・福祉	A 権限移譲	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床数に係る勧告事務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	医療法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	休眠病床を有する医療機関に対する許可病床数削減勧告制度の範囲の拡大	公的医療機関に対してのみ都道府県に認められている病床削減命令(休眠病床の範囲内に限る)の対象を、公的医療機関以外の医療機関にまで拡大すること。	医療法第7条の2第3項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	①病床機能報告制度の運用、 ②地域医療ビジョンの策定、 ③新たな財政支援制度の創設	①②ガイドラインの策定はこれからであるが、国による細かな制度設計等は必要最低限に止めるべきである。 ③方針や要綱の策定はこれからであるが、国への計画提出などの手続や使用の制約などは必要最低限に止めるべきである。	①医療法第30条の12 ②医療法第30条の4 ③地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条、第6条及び第7条

富山県	医療・福祉	A 権限移譲	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	<p>①承認基準の範囲内であるが地方委任の対象外とされている一般用医薬品</p> <p>②承認基準が制定されている一般用漢方製剤</p> <p>③新範囲医薬部外品(平成16年4月に医薬品から医薬部外品に移行された整腸剤、殺菌消毒薬等)の承認権限を、順次都道府県知事に移譲すること</p>	<p>薬事法第14条第1項、同条第9項、同法第81条、薬事法施行令第80条第2項第5号 (承認基準)「かぜ薬の製造(輸入)承認基準」S45.9.30薬発第842号ほか14通知 (地方承認の範囲)「薬事法施行令第八十条第二項第五号に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」S45.10.19厚生省告示第366号(一般用漢方製剤)H24.8.30薬食審査発0830第1号 (新範囲医薬部外品)H21.2.6厚労省告示第25号、H16.7.16薬食発第0716002号、H20.11.14薬食発第1114001号</p>
鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)
山梨県	医療・福祉	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院の指定権限を都道府県へ移譲すること。	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針
三重県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	品質保証責任者の資格要件の緩和	医療機器分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和する。	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令第4条第3項第2号、第25条

高知県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	医療機関の耐震化に対する国庫補助事業の補助対象の拡大	医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の一つである医療施設耐震整備事業について、「耐震構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院」を対象とした補助基準額を未耐震とされるIs値が0.6未満の全ての病院が活用できるようにするとともに、補助対象を有床診療所まで拡大すること。	医療提供体制施設整備交付金要綱
尼崎市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和	隣保館に指定管理者制度を導入した場合、現行では国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」の交付対象外になるとされているが、施設の役割や事業等は直営時と変わらないため、指定管理者制度の導入後も引き続き補助金の交付対象となるよう、特段のご配慮をお願いしたい。	・地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 ・地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱 ・隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)
徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病児・病後児保育の補助要件の設定	現状における病児・病後児保育の補助要件を、地域の実情に応じて事業実施できるよう、保育士の配置要件を緩和。	保育対策等促進事業費補助金交付要綱
広島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるよう、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第1条、第2条 特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2
中国地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるよう、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第1条、第2条 特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2

特別区長会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	生活保護医療扶助給付における外来診療時等窓口一時負担金制度の導入	医療扶助適正化の一環として、被保護者が指定医療機関等で外来診療等を受けた場合や指定調剤薬局で処方を受けた場合、一定額または一定割合額を一時的に負担する仕組みを導入する。	生活保護法34条(医療扶助の方法)
特別区長会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	被保護世帯に対する訪問調査活動の一部業務委託	高齢世帯への訪問調査活動のうち、安否確認や生活状況を踏まえた認知症の早期発見、その他の身体状態の把握、介護予防事業及び介護保険等の生活支援サービスの適正利用支援等を目的とした訪問調査について民間活力を利用できる制度構築とする。	生活保護 実施要領 局長通知12 1 訪問調査 (2)訪問計画に基づく訪問ア家庭訪問を少なくとも1年に2回以上すること
岐阜県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	定期予防接種の対象拡大	平成2年4月1日以前の生まれの者(定期接種の機会が2回なかった世代)に対する風しんワクチンの接種を定期化できるようにすること。	予防接種法施行令第1条の2
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	指定医療機関等の指定等 特定感染症医療機関からの報告聴取等の移譲	特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 感染性指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、当該職員に管理者の同意を得て検査をさせる規定。	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第43条第1項
兵庫県 【共同提案】 京都府	医療・福祉	A 権限移譲	特定感染症指定医療機関の指定権限の都道府県への移譲	新感染症患者の入院を担当する特定感染症指定医療機関の指定権限を、必要となる人員、財源とともに都道府県へ移譲すること。 なお、都道府県への指定権限の移譲ができない場合でも、当該施設に対し、都道府県が必要に応じて、報告の徴収及び検査を行えるようこれらの権限を都道府県に移譲すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	厚生労働大臣発行医療系免許申請書類等の経由事務の廃止 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師、管理栄養士)	標記の医療職種免許は、厚生労働大臣免許である。 すでに実施済の他の医療職種免許と同様に、国において直接実施することとし、経由事務の廃止を求める。	医師法施行令第3条、②歯科医師法施行令第3条、③保健師助産師看護師法施行令第1条の3第1項、④臨床検査技師等に関する法律施行令第1条及び附則第2条2項、⑤診療放射線技師法施行令第1条の2、⑥理学療法士及び作業療法士法施行令第1条、⑦視能訓練士法施行令第1条、⑧栄養士法施行令第1条2項等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せてしまっているのを、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項
長崎県・福岡県・熊本県・大分県・宮崎県・沖縄県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱8、10等
長崎県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	買い物弱者支援制度の充実	買い物弱者支援等を実施するための補助制度の条件緩和	セーフティネット支援対策等事業実施要綱3の(3)の工 安心生活基盤構築事業実施要領3
長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県	医療・福祉	A 権限移譲	精神保健福祉法における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出から指定医の診察等の事務の都道府県から中核市、保健所設置市への移譲	精神保健福祉法第22条、23条、26条の2における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出受理後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する事務権限を都道府県から中核市及び保健所設置市へ権限移譲する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条、23条、26条の2、第27条、第34条

さいたま市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	精神医療審査会委員の任期を定める規定の緩和	精神医療審査会委員任期について、現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	精神保健福祉法第13条
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	医療・福祉	A 権限移譲	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する事務・権限の都道府県への移譲	臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲すること。	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条
兵庫県 【共同提案】 徳島県	医療・福祉	C A又はBに関連する見直し	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用を可能にすること。	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条(出入国管理法及び難民認定法)
兵庫県 【共同提案】 和歌山県	医療・福祉	A 権限移譲	原子爆弾被爆者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要な厚生労働大臣の認定権限の都道府県への移譲	原子爆弾被爆者に対して、必要な医療の給付を行う場合に必要な厚生労働大臣による認定権限を都道府県へ移譲すること	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第11条、第24条、第25条
鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

広島県	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項
中国地方知事会	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項
鳥取県、大阪府、徳島県	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項
広島県	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項
中国地方知事会	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	労働基準法第99条、第101条、第102条 労働安全衛生法第90条、第91条、第92条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。	労働基準法第99条、第101条、第102条 労働安全衛生法第90条、第91条、第92条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	社会保険労務士法第30条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。	労働者災害補償保険法第49条の5
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	労働基準監督署の指揮監督の移譲	労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。	労働基準法第99条 安全衛生法第90条

神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	雇用対策法第7条、第9条、第10条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	男女雇用機会均等法第29条第2項 育児・介護休業法第56条 次世代育成支援対策推進法第12条第6項 パートタイム労働法第16条第2項
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	男女雇用機会均等法第17条、第18条 育児・介護休業法第52条の4、第52条の5 パートタイム労働法第21条、第22条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	船員法第101条、第102条
神奈川県	雇用・労働	B 地方 に対する 規制緩和	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。	職業能力開発促進法第28条第1項 職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3

長野県	雇用・労働	B 地方に対する規制緩和	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和	算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。	雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及び第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱
横浜市	雇用・労働	A 権限移譲	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特例基金の指定都市への設置	緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金事業の実施主体に指定都市を追加	緊急雇用創出事業等実施要領
新見市	教育・文化	A 権限移譲	土木工事等に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務(施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第5条
岡山県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)
中国地方知事会	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)

鳥取県、京都府、大阪府	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めることとする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のおりとする。)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条
中国地方知事会	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めることとする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のおりとする。)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条
宮城県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)に係る補助要件の大規模修繕への拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の新・改築、改造等が対象となっているが、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の整備のためにも、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めるもの	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(23) 26施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[14]スポーツ施設整備事業
埼玉県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としないか、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(1) 26施助第6号「平26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[1]3(1)
九州地方知事会	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校ただし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校(後期課程)においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、学校施設環境改善交付金交付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のただし書きを撤廃することを求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項35 H26年4月1日付け26施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」の[18]防災機能強化事業

さいたま市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、建造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(5)(6)(7) 26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[6]大規模改造事業
熊本県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト」(防災教育推進事業)における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	スポーツ・青少年局委託事業事務処理要領
熊本県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	廃校・余剰教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和(H26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余剰教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体を使いやすく柔軟な事業要件となっているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開設し、後年度に施設整備(いわゆる後整備)を行う場合、事業の趣旨に沿っていても既に学校開設後となることから事後着工となり対象外となる。 知的障がい対象児童生徒のための学校の設置等については、学校教育法第80条により県に義務があることから、財政負担等を考慮し、当初の計画外で緊急に行う後整備についても対象とすること	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業概要
熊本県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携した取組み」に限定されているが、都道府県の実態に応じて、「小・中の連携した取組み」「中・高の連携した取組み」等についても対象とすること	英語教育強化地域拠点校事業実施要項
立山町	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱

長崎県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期の変更	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱
長崎県	教育・文化	A 権限移譲	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項
兵庫県、大阪府、徳島県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、市町村への交付金化による事務の合理化	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	学校教育法施行例第22条3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱
兵庫県、和歌山県、徳島県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする。	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等
兵庫県、大阪府、徳島県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条、学校保健安全法第24条第1項、学校給食法第11条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

安芸高田市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和	農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すること。 適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。	旅館業法第3条 旅館業法施行令第1条、第2条 旅館業法施行規則第5条
徳島県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し	外国人旅客の滞りに適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞りに必要な役務を提供する事業は、旅館業法の許可の対象外とする。	旅館業法第3条
尼崎市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	【廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改造については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。	平成18年1月13日付環廃対発第060113001号 廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 14(3)改良・改造に係る事業
豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体)の補助要件の緩和	ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の統廃合により廃止施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体撤去が進んでいないのが現状である。については、広域化に伴う廃止施設の解体については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合でも、交付対象として頂きたい。	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)、別表1-Ⅲ-1-(11)
さいたま市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事をすべてを交付対象とすること	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】交付日:平成17年4月11日(改正:平成26年4月1日 環境事務次官通知から各都道府県知事あて)第二定義2交付対象事業

大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和	毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つである「高等学校において30単位以上の化学に関する科目を修得していること」について、指導要録の保存年限(20年)を経過した場合は証明できないため、単位取得数までの確認を求めず、「応用化学に関する学科を修了したこと」の確認で認定するようにすることを求めるもの。	毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号
香川県	環境・衛生	A 権限移譲	管理栄養士免許の免許者を、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。	管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える(栄養士法第2条第3項)が、都道府県知事が免許を与えることとする。これに伴い、免許事項を登録する管理栄養士名簿についても、現在厚生労働省に備えている(同法第3条の2第2項)が、都道府県に備えることとするなど、栄養士免許と同様の規定とする。	栄養士法第1条第2項、第2条第3項、第3条の2第2項、第4条第3項・第4項、第5条第2項・第4項
茨城県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃	国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。このため、「撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合」も補助対象となるよう補助要件の見直しをしていただきたい。	浄化槽設置整備事業実施要綱第3
九州地方知事会	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	社会資本整備総合交付金交付要綱下水道法第4条
長崎県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	産業廃棄物処理に係る規制緩和	FRP漁船を廃船処理するにあたり、地元造船所や漁協が漁船を解体・運搬する場合、産業廃棄物の処理に係る許可を例外的に不要とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条

越谷・松伏水道企業団	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1の採択基準の内の「給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金」(平成26年度1,123円)よりも高い料金の事業者が補助対象となっている。「緊急時給水拠点確保等事業費」の「重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽管更新事業」の採択基準において、平均単価要件の撤廃を提案する。	水道水源開発等施設整備費補助金国庫補助金交付要綱
高知県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和	南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本単価要件を撤廃すること。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱
埼玉県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく「特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和(「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除)すること。また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和(統合協定書における「3年以内」を延長)すること。	厚生労働省発健0401第12号平成26年4月1日厚生労働事務次官「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」
神奈川県	環境・衛生	A 権限移譲	登録検査機関の登録等の移譲 ・食品衛生法の登録検査機関	①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	食品衛生法第33条～第47条
長崎県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外	都道府県知事が許可する添加物製造業に関して、平成19年3月30日付け国の通知により規格基準が定められた、63の添加物から、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること。	食品衛生法第11条、第48条、第52条 食品衛生法施行令第13条、第35条第34号 平成19年3月30日食安発第0330001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

川崎市	環境・衛生	A 権限移譲	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合にあっても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	環境影響評価法第10条、第20条
豊田市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物の防除活動の手續の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和 主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手續きの簡略化	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条
豊田市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	騒音規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。 しかし、現状、騒音の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する騒音が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの騒音が原因の苦情の方が多い。 悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	騒音規制法第5条、第6条～第11条
豊田市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	振動規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。 しかし、現状、振動の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する振動が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの振動が原因の苦情の方が多い。 悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	振動規制法第5条、第6条～第11条
岩手県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業に係る対象事業の要件緩和	被災県(青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県)を対象とした上記基金事業の対象について、被災県以外を対象とする「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と同様に「省エネ設備」も対象とするよう要件緩和すること。	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領 再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業実施要領

広島県	産業振興	A 権限移譲	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条
三重県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第8条第1項
徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の用途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特区に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の用途等に関する基準について
九州地方知事会	産業振興	B 地方に対する規制緩和	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業など同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の用途等に関する基準について(平成23年8月23日付府地活第126号)

<p>兵庫県</p> <p>【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県</p>	<p>産業振興</p>	<p>B 地方に対する規制緩和</p>	<p>国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。</p>	<p>(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。</p>	<p>総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等</p>
<p>広島県</p>	<p>産業振興</p>	<p>A 権限移譲</p>	<p>大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲</p>	<p>大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行う。</p>	<p>大規模小売店舗立地法第3条第2項</p>
<p>神奈川県</p>	<p>産業振興</p>	<p>A 権限移譲</p>	<p>官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲</p>	<p>官公需適格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催</p>	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領</p>
<p>神奈川県</p>	<p>産業振興</p>	<p>A 権限移譲</p>	<p>倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲</p>	<p>倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。</p>	<p>倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条</p>

長野県	産業振興	A 権限移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	中小企業信用保険法第2条第5項
北海道	産業振興	B 地方に対する規制緩和	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号
長崎県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	全量25Lを超える液体メーター用基準タンク(燃料油メーターの検査を行うもの)の基準器検査を都道府県が行えるよう規制緩和すること	計量法施行令第25条 基準器検査規則第5条第1項第3号
兵庫県、京都府、徳島県	産業振興	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援事業)の都道府県への移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領
愛媛県	産業振興	A 権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条1項、第3の2第3項、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第23条)、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、規則第133条

愛媛県	産業振興	A 権限移譲	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ① 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにする。 ② 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から基礎自治体への権限移譲を行い、事業所の所在する基礎自治体が所管させるとともに、届出についても、基礎自治体に行うこととする。	電気工事業者の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第3項、第6条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10～12条、第14～16条、第17条第2項、第17条の2、第17条の3、第27条第1項、第4項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条第2～6項
浜松市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準の廃止又は緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条に規定されている、県及び指定都市が補助金の交付を受けるための基準(交付額が9,500万円以上)について、基準の廃止又は緩和を求めるもの。	消防組織法第45条第1項、第49条第2項及び第3項 緊急消防援助隊に関する政令第6条 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条
熊本市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る補助金採択基準の廃止	本市では、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、緊急消防援助隊登録車両の更新に合わせ、車両の更新を行っている。しかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定都市にあっては、補助金採択基準(交付額ベース。以下同じ。)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助金を活用し車両更新を行う際に苦慮している。そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、等しく交付決定が受けられるよう、補助金採択基準の廃止をお願いする。	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条 消防組織法第44条、第45条、第49条 緊急消防援助隊に関する政令第6条
長崎県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊の要請方法の見直し	緊急消防援助隊の要請について、被災地の市町村長がいかなる場合でも都道府県知事を経由せず、直接消防庁長官へ応援要請することができるよう規制緩和を行う	消防組織法第44条第1項、第2項
秋田県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中の「子ども健やか訪問事業」及び「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」について、実施主体及び事業者に被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱

指定都市市長会	消防・防災・安全	A 権限移譲	災害対応法制の見直し (災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急措置に係る従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするとともに、指定都市の意見を反映する。	災害対策基本法第71条
新潟県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで
苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が1/2以下の補助金だけに同交付金を充当できるようになっているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弾力的運用を可能としたい。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表 昭和53年9月28日付け、53資油計第16号 資源エネルギー庁石油部計画課長通知 特別会計に関する法律(第85条第2項第2号へ)
豊橋市	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条
佐賀県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項

新見市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条
茨城県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、 ①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようにしていただきたい。	・河川法施行規則第11条第2項 ・河川法施行令第18条第2項
鹿児島県	土木・建築	A 権限移譲	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ヲ、不動産登記法116条
愛知県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	道路法第30条第3項
愛知県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	道路法第45条第2項

福島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみ適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-2港湾事業 ロ-2-(1)港湾改修事業
松山市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金の計画別流用について(平成23年3月31日改正) 国土交通省説明資料(HP) 「社会資本整備総合交付金制度等の関係」
松山市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)
埼玉県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿化対象事業の要件緩和	「公園施設長寿化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	社会資本整備総合交付金 交付要綱 附属第2編 イ-12-(7)

尼崎市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとられずに地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。このため、地域の安全防災の確保に必要な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必置」という条件を緩和し、従来の補助要件にとられずに活用が可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。	社会資本整備総合交付金交付要綱第6 交付対象事業
山形県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	社会資本整備総合交付金交付要綱ロ-3河川事業 ロ-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業
香川県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業
石川県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編「特定構造物改築事業」

長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-3河川事業 ロ-3-(13)特定構造物改築事業
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 ロ-3河川事業 ロ-3-(15)堰堤改良事業
徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))
徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))
徳島県・大阪府・兵庫県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(1)中)

金沢市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	都市公園法第7条 河川敷地占用許可準則(河川法第24条関係)
金沢市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	河川管理施設等構造令第47条第2項 課長通達16令第47条関係(2)
鳥取県・京都府・徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く。)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	・会計法第48条 ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号
中国地方知事会	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く。)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	・会計法第48条 ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号
三重県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	建築基準法第20条第1項第2号、第25条

さいたま市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築基準法第80条
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化	「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用 第2の3(1)イ」においては「20%以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この20%以上の増減を30%以上の増に緩和すること。	平成21年3月27日水港第2607号 水産庁長官 水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部(水田要件)撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として「受益面積10ha以上」、付加要件として「水田が50%以上」となっている。このうち「水田50%以上」を撤廃する。	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、要領
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和	事業実施に際して、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積区域については特例の場合を除き排水対策整備が出来ない。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出来るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	「農業競争力強化基盤整備事業水利施設整備事業(排水対策特別型)」 「農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型)」 同上要綱・要領
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	治山事業の採択要件の緩和	過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	林野庁長官通達16林整治第2317号

長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用になってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による営農飲雑用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	かんがい排水事業便覧P342 第3章質疑応答(6) 通達 昭和48年2月8日構改B第193号「土地改良法の一部を改正する法律の運用について」 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第17条、第18条
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業にかかる非農用地の編入要件緩和	基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて(中略)施行区域内に含めることができる。(法第8条第5項)」、「その規模は、施工地域面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)」の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。	土地改良法第8条第5項 土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年2月8日48構改B第192号農林事務次官)第21(3)エ
長崎県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14・(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2・(六)
大阪府・兵庫県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援	農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が守り、活用すべき農地として府県条例で指定した農地であれば、ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が国庫補助により実施可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域」の改正を求める。	農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域
千葉県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第75条、第77条

熊本県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果) 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項
神奈川県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 二-1-1-(5)
神奈川県	運輸・交通	A 権限移譲	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲(国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条
長野県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条
兵庫県、大阪府	運輸・交通	A 権限移譲	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	港湾法第52条、第54条

広島市	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	地方財政法第5条
広島市	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
新見市	その他	A 権限移譲	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条
新見市	その他	B 地方に対する規制緩和	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を可能にする。	公職選挙法第46条
愛知県	その他	B 地方に対する規制緩和	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における異議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選管を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正されたい。	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条

群馬県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	市町村選挙における争訟手続 の見直し	県選管が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべき。	公職選挙法第202条2項、第203条、 第206条2項、第207条
群馬県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	政治資金収支報告書のインターネット公表の公表期間の 制限撤廃	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネットでの掲出は、法定受託事務の処理基準において、3年と定められている。県民の利便性の向上や事務の効率化の観点から、掲出期間の制限を撤廃すべき。	政治資金規正法第20条第4項、第20 条の2第2項
関西広域連 合	その他	B 地方 に対する 規制緩和	広域連合が国に移譲を要請で きる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	地方自治法第291条の2第4項
兵庫県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	広域連合が国に移譲を要請で きる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	地方自治法第291条の2第4項
関西広域連 合	その他	B 地方 に対する 規制緩和	広域連合の規約変更手続き の弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	地方自治法第291条の3第2項

兵庫県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	広域連合の規約変更手続き の弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける 際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正し、協議を廃 止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	地方自治法第291条の3第2項
萩市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	自動車事故の損害賠償金額 が一定額以下のものに係る議 会の議決事項の例外化	議会の議決事件を定めた地方自治法第96条第1項第13号「法律上その義務に属する損 害賠償の額を定めること」の規定に、自動車事故に係る損害賠償事案について、損害賠 償金額が一定額以下のものを議決事項から除外する法改正	地方自治法第96条第1項第13号
神奈川県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	支払督促への異議申立てによ る訴訟の提起に係る議会の議 決事項の例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議 会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることと する。	地方自治法第96条第1項第12号
鹿児島県	その他	A 権限 移譲	新たに生じた土地の告示事務 の権限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生じたとき、市町村長はこれを確認 し、都道府県知事に届出を行い、知事は直ちに告示しなければならないとされている。一 方で、全国的に特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるほか、告示の迅速化、 手続の簡素化の観点からは市町村へ権限移譲を行うべきである。	地方自治法第9条の5
岡山県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	沿岸漁業改善資金に係る支 払猶予措置等の適用等の条 件の緩和	沿岸漁業改善資金の支払猶予及び違約金の減免について、次のとおり措置を求める。 沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理 由により違約金の徴収が著しく困難であると認められる場合には、違約金の支払いを減 免することができる」旨の規定を追加する。 同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を 追加し、同法第11条についてもこれを適用する。	沿岸漁業改善資金助成法第11条、 同法施行令第6条

岡山県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法(強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し	「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう次のとおり措置を求める。 同要領に「『改築』について、費用対効果(B/C≥1)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる」旨を追加する。	強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領
九州地方知事会	その他	B 地方 に対する 規制緩和	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講じること。併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱
九州地方知事会	その他	B 地方 に対する 規制緩和	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	漁業近代化資金融通法施行令第2条
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止	都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)
岩手県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画の策定」を撤廃すること。	地方消費者行政活性化基金管理運営要領第2(4)③

岩手県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組として基金等を活用して整備した体制を維持・強化することを、平成25年度から毎年度首長が施政方針演説等で対外的に表明すること」を撤廃すること。	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)
九州地方知事会	その他	B 地方 に対する 規制緩和	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的或いは継続的に相談員等の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること	地方消費者行政活性化基金管理運営要領
鳥取県、京都府	その他	A 権限 移譲	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補足事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の届出の受理権限を都道府県に移譲する。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条
徳島県、京都府、兵庫県、鳥取県	その他	A 権限 移譲	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出の移譲	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を都道府県に移譲する。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条
花巻市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率等が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)

鎌ヶ谷市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	住民票取次所における戸籍謄 抄本の交付の可能化	鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では、申請者からの電話予約により、住民票を民間商店や公民館等を取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようにしています。しかし、戸籍謄抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び最寄りの取次所での戸籍謄抄本の交付を要望する市民も多く住民サービスの向上につながります。	戸籍法第10条第1項及び第3項 平成2年7月30日付法務省民2第3 178号民事局第二課長回答「戸籍 謄抄本の電話予約による平日時間 外又は休祭日等の交付は認められ ない」
三重県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	研究開発支援制度に基づく補 助対象施設の柔軟な活用を図 るための経済産業省通知の見 直し	国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までを短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象プラントであっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。	補助事業等により取得し又は効用 の増加した財産の処分等の取扱い について(平成16年6月10日大臣官 房会計課通知)
福島県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	国民保護計画の変更に係る 内閣総理大臣への協議の廃 止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	武力攻撃事態等における国民の保 護のための措置に関する法律第34 条第5項及び第8項
神戸市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	戸籍の届出があった場合の証 明書発行禁止処理の撤廃	市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されるまで、戸籍の証明書の発行禁止処理を行っている。これを見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いにより発行禁止処理を撤廃するよう提案する。	戸籍法第1条、第3条、第4条 平成13年12月12日付法務省民一 第3047号札幌法務局長あて民事 局長回答
京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	人口動態調査事務システム及 び人口動態調査オンライン報 告システムの導入等に関する 手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	・平成24年7月17日統人発0717第 1号「人口動態調査事務システムの 導入等に関する申請について」厚生 労働省大臣官房統計情報部人口動 態・保健社会統計課長通知 ・平成24年7月12日統発0712第1号 「人口動態調査オンライン報告シス テム利用要領」の改正について厚生 労働省大臣官房統計情報部長通知

長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県	その他	B 地方に対する規制緩和	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするとともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	漁船法施行規則第14条第1項
長崎県	その他	B 地方に対する規制緩和	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大	現在定められている後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例対象地の指定を無くす。	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第1条第1項二
横浜市	その他	B 地方に対する規制緩和	地方債対象事業の拡充	民間事業者による公共施設整備(株式会社による保育所整備など)補助に要する経費、公共施設の維持補修に要する経費、基本設計等の建設に係る事務的経費等への起債充当を可能とすること	地方財政法第5条第5項
横浜市	その他	A 権限移譲	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置	地方消費者行政活性化基金交付要綱
兵庫県、和歌山県、徳島県	その他	B 地方に対する規制緩和	地方自治事項の官報報告事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する条例で、全国的に影響が大きく、特に掲載の必要があるものに限る)、②地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申し立てに対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条 「地方自治事項」の官報掲載について(平成19年2月21日総官総第24号総務省大臣官房総務課長通知)

三鷹市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	住民基本台帳関係事務及び 戸籍事務に係る市窓口業務 の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができるとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関して「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができるとされている。ICTの利活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようにしていただきたい。	(総務省関係)平成20年3月31日付 総行市第75号、総行自第38号、総 税企第54号「住民基本台帳関係の 事務等に係る市町村の窓口業務に 関して民間事業者に委託することが できる範囲について」、平成20年9月 9日付総務省自治行政局市町村課 事務連絡「住民基本台帳関係の事 務等に係る市町村の窓口業務の民 間委託に関する質疑応答について」 (法務省関係)平成25年3月28日付 法務省民一第317号「戸籍事務を民 間事業者に委託することが可能な業 務の範囲について(通知)」
三鷹市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	住民基本台帳関係事務及び 戸籍事務に係る証明書等の 交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合 には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるた め、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行 うことができるようにしていただきたい。	(総務省関係)平成20年3月31日付 総行市第75号、総行自第38号、総 税企第54号「住民基本台帳関係の 事務等に係る市町村の窓口業務に 関して民間事業者に委託することが できる範囲について」、平成20年9月 9日付総務省自治行政局市町村課 事務連絡「住民基本台帳関係の事 務等に係る市町村の窓口業務の民 間委託に関する質疑応答について」 (法務省関係)平成25年3月28日付 法務省民一第317号「戸籍事務を民 間事業者に委託することが可能な業 務の範囲について(通知)」
三鷹市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	住民基本台帳関係事務にお ける委託事業者によるコミュニ ケーションサーバ端末の操作 に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバ端末の操作は認めら れないとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	平成20年3月31日付総行市第75号、 総行自第38号、総税企第54号「住民 基本台帳関係の事務等に係る市町 村の窓口業務に関して民間事業者 に委託することができる範囲につい て」

埼玉県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領
中国地方知事会	その他	B 地方 に対する 規制緩和	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能性	地方公共団体が需要数量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようにする。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条に準じた条項の追加)

B-②

これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの（26件）

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等
	分野	区分			
愛知県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項
宮城県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行過第143号、22農振第1730号、国都地第71号
鳥取県・徳島県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	都市計画法第15条第1項第2号
兵庫県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	都市公園法第2条の3

九州地方知事会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第4号ア
広島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項
豊田市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項
新潟市	環境・衛生	A 権限移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。	食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第28条第1項等
神奈川県	環境・衛生	A 権限移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等(海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲	①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	食品衛生法第13条、第14条
広島市	環境・衛生	A 権限移譲	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。	地方自治法施行令第174条の34 食品衛生法第51条

徳島県、京都府、和歌山県	環境・衛生	A 権限移譲	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等の権限移譲	食鳥の指定検査機関の指定・監督の権限を都道府県に移譲する	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条
神奈川県	環境・衛生	A 権限移譲	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検査機関の指定等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条
特別区長会	環境・衛生	A 権限移譲	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を移譲する。	ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第19条
特別区長会	環境・衛生	A 権限移譲	特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲	相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音、ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務を移譲する。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条、第14条
特別区長会	環境・衛生	A 権限移譲	排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。	水質汚濁防止法第5条
特別区長会	環境・衛生	A 権限移譲	ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲	ばい煙の排出の規制、粉じんに関する監視、大気汚染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	大気汚染防止法第6条

特別区長会	環境・衛生	A 権限移譲	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。 【土壌汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町による事務の処理)に特別区を含める】	土壌汚染対策法第3条
広島市	環境・衛生	A 権限移譲	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。 この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条
熊本県、福岡県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	工業用水道事業法第2条 河川法第23条
草津市	土木・建築	A 権限移譲	改良住宅の譲渡処分に必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。 ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住整発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項
特別区長会	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3

大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	その他	B 地方に対する規制緩和	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出団体(=協議不要団体)となっており、民間資金の借入に当たっては協議をすることを要しないとされている。他方、公的資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	地方財政法第5条の3
横浜市	その他	B 地方に対する規制緩和	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第14条他
神奈川県	その他	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体と民間企業との間の交流派遣及び交流採用の可能化	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	地方公務員法第17条、第18条 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)
川崎市	その他	A 権限移譲	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。	人権擁護委員法第6条
川崎市	その他	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し・改正を行う。また、委託要綱や実施要領の見直しを行うに当たり、地方の意見を採り入れるための仕組みを導入する。	人権啓発活動地方委託要綱 人権啓発活動地方委託実施要領

C
A・B以外のもの(これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項)(344件)

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等
	分野	区分			
愛知県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用基本計画の策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	国土利用計画法第9条第1項
鳥取県、京都府、大阪府	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項、14項
広島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項、第14項
栃木県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	国土利用計画法第9条第14項

兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	国土利用計画法第9条第10項
中国地方知事会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用計画法第9条第10項、第14項
愛知県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	国土利用計画法第39条第4項、第7項
松前町	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	都市計画法第15条第1項第2号
新座市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	都市計画法第15条第1項
八王子市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項

茨城町	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	都市計画法第15条第1項
近江八幡市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	都市計画法15条
鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	都市計画法第18条第3項 都市計画法施行令12条第4号イ及びホ
中国地方知事会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ
鹿児島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条

鳥取県・大阪府・徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ
広島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号
京都府・大阪府・徳島県・鳥取県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	都市計画法第18条第3項
横浜市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止	都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2
兵庫県 【共同提案】 大阪府	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項
兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	都市計画法第23条第1項

中国地方知事会	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ
磐田市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。	都市計画法第19条第3項、第21条第2項
神戸市	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	都市計画法第19条3項
高岡市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	【都市計画法】・第78条第1項 【開発許可制度運用方針】・Ⅱ-3
特別区長会	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	都市計画法第87条の3第1項
特別区長会	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。 ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり	屋外広告物法26条

愛知県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。 このため、都市施設の位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要があると認めるとき」に実施する旨の規程に改めるべき。	都市計画法第6条第1項
新潟市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。	都市計画法第6条、都市計画運用指針「Ⅲ-2運用に当たっての基本的考え方 2市町村の主体性と広域的な調整」
京都府・徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	都市計画法第6条第1項
堺市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第37条の2
聖籠町	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	都市計画法第29条及び43条
横浜市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	都市計画事業の認可権に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲	都市計画法第59条

新座市	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	土地区画整理法第52条第1項
特別区長会	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。 ※その他(特記事項)のとおりに「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	都市再開発法第7条の9、第11条
埼玉県	土地利用(農地除く)	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域材活用倍增戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	林産物供給等振興対策事業実施要綱
愛知県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項
福島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしている場合は不要とする。	公有水面埋立法第27条第3項
兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	土地利用(農地除く)	B 地方に対する規制緩和	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項

愛知県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	港湾法第58条第3項
聖籠町	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用基準の緩和	当町提案4による除外後の農地に限り、農地法の規定に関わらず転用可とする。	農地法第4条・第5条
松前町	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	転用許可基準の条例委任	農地法第4条及び第5条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるよう条例委任すること。	農地法第4条第2項、第5条第2項
豊橋市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	市町村に対する農地転用制限の緩和	国又は都道府県が、地域振興上または農業振興上必要性が高いと認められる施設のために行う農地転用は、許可不要とされているが、市町村についても同様に許可不要となるよう農地転用の規制緩和を求める。	農地法第5条第1項第1号
瑞穂市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないと記述されている。 各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。	農地法第4条、5条
木津川市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可基準の一部条例委任	農地法第4条第2項第1号ロに規定する農用地区分の基準(いわゆる「第1種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。 農地法第5条についても同様。	農地法第4条第2項第1号ロ 同法施行令第11条第1号

佐賀市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画(27号計画)の要件緩和	「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)」について、現行の“直接農業の振興を図るもの”だけでなく、“(間接的に)農業の振興を図るもの”や、“地域振興を図るもの”にも適用を拡げられるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号
瑞穂市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に係る手続きの簡素化	農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。 上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。	農業振興地域の整備に関する法律第8条、4項(農振法)
木津川市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農用地区域指定基準の一部条例委任	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号 同法施行令第6条
特別区長会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	生産緑地法第3条第1項
兵庫県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	生産緑地法第3条
兵庫県・徳島県	農地・農業	A 権限移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。	産地活性化総合対策事業実施要綱

兵庫県・大阪府・徳島県	農地・農業	A 権限移譲	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱
兵庫県・大阪府・徳島県	農地・農業	A 権限移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱
兵庫県・大阪府・徳島県	農地・農業	A 権限移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

兵庫県	農地・農業	A 権限 移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	経営所得安定対策等実施要綱
兵庫県	農地・農業	A 権限 移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	経営所得安定対策等実施要綱
兵庫県	農地・農業	A 権限 移譲	日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。	日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金交付要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	農業基盤整備促進事業実施要綱

埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	環境保全型農業直接支援対策実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	果実等生産出荷安定対策実施要綱
埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	果実等生産出荷安定対策実施要綱
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。	社会福祉法第65条第2項 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	地域の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	生活保護法第39条第2項 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等
田辺市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和	要支援・要介護認定有効期間について、介護認定審査会において12月間以上の認定有効期間の意見が付された場合、事務局(市)の裁量によりその前後3月間内で認定有効期間が設定できるよう希望します。また、要介護5の認定を受け、かつ、主治医意見書及び前回認定結果により、状態が改善する可能性が極めて低いと介護認定審査会で判断された場合については、認定有効期間を長期(無期限)とできるよう希望するものです。	介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第33条の2 介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条2項、第52条第1項第2号、第55条第2項

特別区長会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること 【延長を提案する状況】 ・前回要介護→今回要介護 ・前回要支援→今回要介護	介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第1項 介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項
大阪府・京都府・兵庫県・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	要介護認定の有効期間の延長	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求める。	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条
静岡県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号
静岡県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号

大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。	平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項 介護保険法第78条の4第5項(関連)
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	高齢者に対する定期巡回・臨時対応サービスにおける人員基準の緩和	看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講ずること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3 訪問看護費ハ
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	老人福祉法第17条第2項 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	介護保険法第42条第2項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	介護保険法第54条第2項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第58条等

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。 利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	介護保険法第74条第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。 利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	介護保険法第115条の4第3項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号口等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	介護保険法第97条第2項、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和	入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	介護保険法第97条第1項、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護療養型医療施設が有する従業員の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	介護保険法第70条第3項 介護保険法施行規則第126条の4の2
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	介護保険法第115条の2第3項 介護保険法施行規則第140条の17の2
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。	介護保険法第86条第1項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	介護保険法第79条第2項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	介護保険法第47条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準（軽費老人ホームに係る部分）の緩和	人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	社会福祉法第65条第2項 老人福祉法20条の6 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等
兵庫県 【共同提案】 和歌山県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の「従うべき基準」の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	介護保険法第88条の3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第3号イ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	指定医療機関等の指定等・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲	各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、国開設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行うことが効率的であるため提案する。	生活保護法第49条

京都府・大阪府・兵庫県・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	地方社会福祉審議会必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。	社会福祉法第7条
福島市	医療・福祉	A 権限移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	民生委員法第5条
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	児童福祉法第45条第2項
栃木県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべき基準の見直し	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とするべきである。	児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和	指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第44条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条等

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第1項等

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第12条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第11条等
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第21条の5の15第3項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉法第24条の9第2項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項

神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21
兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定通所支援、指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直し	指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	児童福祉法第21条の5の4第2項等 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第6項
兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項
愛知県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数を算定する際の加減算の容認	基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする。	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項 医療法施行令第5条の2、第5条の3 医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)
埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	医療法30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。 医療法30条の4第7項の規定に基づき同施行令5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。	医療法第30条の4第6項、第7項 医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項 医療法施行規則第30条の31第1項、第30条の32

埼玉県、福井県、三重県、全国知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特例により病床の新設・増床ができる病床の種別の基準の緩和	医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	医療法第30条の4第8項 医療法施行規則第30条の32の2第1項
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の算定基準等の緩和	基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。 基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。 基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。	医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2・別表第6、「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数値等」 厚生労働省医政局長通知「医療計画について」
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	地域医療の実情に応じた補正項目を設定することができるように緩和を図る	医療法第7条の2第4項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	当該基準を廃止する	医療法第7条の2第5項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の算定に関する基準の緩和	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。	医療法第30の4第2項 医療法施行規則第30条の30

兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数の算定における各種規制の緩和	医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。	医療法第30条の4第5項
さいたま市	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。	医療法第30条の4 医療法施行令第5条の2
愛媛県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とすることで、基準病床を超えている地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた病床を整備する。	医療法第30条の4第5項
横浜市	医療・福祉	A 権限移譲	医療計画等の策定権限等の移譲	現在、道府県が行っている「医療計画の策定」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲する。	医療法第30条の4
愛媛県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止し、知事判断で特例病床の許可を行う。	医療法施行令第5条の4第2項
兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項

神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	国から都道府県への権限移譲	医療法第25条第3項、第4項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	病院の実情に応じた配置を行うことができるように緩和を図る	医療法第18条
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	医療法第21条第1項
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	医療法第21条第2項
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	補助金の執行等の移譲 ・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等	地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進達及び交付決定を行っているが、経由事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定をできるようにする。	医師臨床研修費補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱
神奈川県	医療・福祉	A 権限移譲	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等 歯科医師法第16条の第一項に規定する臨床研修に関する省令第13条等

和歌山県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の緩和	地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 要件の緩和については、 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良い」とする。(ただし、別途医師を配置) ②同項において、定められている「医師であって次の号のいずれかに該当する」における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。	地域保健法施行令第4条第1項
埼玉県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとする。	地域保健法施行令第4条
福島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件について、条例委任(参酌基準化)する。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条
九州地方知事会	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	地域保健法施行令の規定により保健所長には原則として医師資格が要求されているところ、当該資格要件の参酌基準化(条例委任)を求める。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条
神奈川県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の撤廃	公衆衛生に精通した適切な医師が確保できない場合には、平成16年に、一定の条件を満たす、医師以外の者を保健所長とすることを可能とされているが、この条件の撤廃を求める。	地域保健法施行令第4条

京都府・兵庫県・徳島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所長にする場合の要件を、所内に医師が配置されている場合に廃止する。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条
鹿児島県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)とすること。(ただし、保健所内には医師を配置することを条件とする。)	地域保健法第10条、地域保健法施行令第4条
広島県	医療・福祉	A 権限移譲	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲	麻薬取扱者免許に係る事務権限を保健所設置市へ移譲し、併せて麻薬取扱者に交付する免許の効力が国内全域でも有効となるよう制度の見直しを行う。	麻薬及び向精神薬取締法第3条
松山市	医療・福祉	A 権限移譲	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項
指定都市市長会	医療・福祉	A 権限移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条
堺市、大阪府	医療・福祉	A 権限移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等

さいたま市	医療・福祉	A 権限移譲	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条
鳥取県	医療・福祉	B 地方に対する規制緩和	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、医療法施行令第5条の4第2項に規定する病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止する。	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項 医療法施行規則第30条の32の2第1項
特別区長会	医療・福祉	A 権限移譲	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	児童福祉法第12条第1項、第59条の4 同法施行令第45条、第45条の2
愛知県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限の都道府県への移譲	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条
鳥取県、徳島県	雇用・労働	A 権限移譲	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業を希望する都道府県に移譲する。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等
和歌山県、大阪府	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワークの全面移管	ハローワークのすべての事務・権限を都道府県に移管する。	職業安定法第5条第3号他
広島県	雇用・労働	A 権限移譲	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	職業安定法第5条第3号ほか

埼玉県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワークの地方移管	ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。 それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等
九州地方知事会	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲	公共職業安定所が行う職業紹介業務について、都道府県に対し権限を移譲すること	職業安定法第5条第3号他
指定都市市長会	雇用・労働	A 権限移譲	公共職業安定所(ハローワーク)業務全般の移管	職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての合意形成のため、国と指定都市との協議の場の設定し、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一体的実施」により実施	職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等
神奈川県	雇用・労働	A 権限移譲	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条
山形県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。 (1)職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 (2)雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 (3)国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	○厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ○厚生労働省組織規則 第792条、第793条 ○雇用保険法 第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ○職業能力開発促進法第26条の7

大阪府、和歌山県、鳥取県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワークの都道府県への移管(特に「わかものハローワーク」等の先行実施)	ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等について、移管を先行実施する。	職業安定法
兵庫県、大阪府、鳥取県	雇用・労働	A 権限移譲	ハローワークの都道府県への移管	平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県でハローワーク特区の取組の検証が進められているところであるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等
中国地方知事会	雇用・労働	A 権限移譲	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	職業安定法第5条第3号ほか
神奈川県	雇用・労働	A 権限移譲	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業安定法第30条、第48条の2 労働者派遣法第5条、第48条
中国地方知事会	雇用・労働	A 権限移譲	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方(ふるさとハローワーク等)への移譲	【仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも】 都道府県が設置するふるさとハローワークにおいて雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等
鳥取県、徳島県	雇用・労働	A 権限移譲	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも、自治体が設置するふるさとハローワーク等において雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等

神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇用したときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する助成の移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の4、第103条、第109条、第111条、第115条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理の移譲	労働保険関連業務を都道府県に移譲する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督権限を都道府県に移譲する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条
神奈川県	雇用・労働	A 権限 移譲	両立支援に取り組む事業主への助成の移譲	両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理及び支給決定事務を都道府県に移譲する。	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第116条第1号 附則第17条の3

神奈川県	雇用・労働	A 権限移譲	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17・18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)
神奈川県	雇用・労働	A 権限移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)を都道府県に移譲する。	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第3条、第4条
愛知県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の大幅化を行うべき。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条、第5条
神奈川県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情の応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項
加茂市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にある小学校の二の学年の児童で編成する学級の基準(小学校の引き続き二の学年(第一学年を含むものを除く。)の児童の数の合計数が十六人以下である場合)を中学校と同じ「八人以下」とすること。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令
さいたま市	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条

群馬県	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなく、条例で所管部局を決定できるように制度改正すべき。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び32条 博物館法第19条 図書館第13条
九州地方知事会	教育・文化	B 地方に対する規制緩和	社会教育に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この規定を改正し、図書館、博物館の所管を首長、教育委員会のいずれとするかは地教行法に基づく条例により決めることができるようにすること。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、24条、24条の2(平成26年改正法施行後は、それぞれ21条、22条、23条) 社会教育法第5条、6条 図書館法第13条、15条 博物館法第19条、21条
指定都市市長会	教育・文化	A 権限移譲	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条
堺市、大阪府	教育・文化	A 権限移譲	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	学校教育法第4条第1項第3号他
横浜市	教育・文化	A 権限移譲	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条
大阪市、大阪府	教育・文化	A 権限移譲	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	私立学校法第9条 私立学校振興助成法第9条 学校教育法第4条他

神奈川県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準の緩和	食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和を求める。	食品衛生法第29条
九州地方知事会	環境・衛生	A 権限移譲	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の浄化槽事業については、環境省において自治体ごとに内示・交付がなされている。この手続きの一部を都道府県に移譲する。	循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進交付金交付要綱 地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱
関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第27条、第28条、第52条、第53条
鳥取県	環境・衛生	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条
関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	国立公園に係る管理権限の移譲	国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、関西広域連合で取り組んでいる山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。	自然公園法第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条

兵庫県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	山陰海岸国立公園及び瀬戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な事業執行権限、許認可権限、公園管理団体等の指定権限について、必要となる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。	自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第36条、第38条から第40条、第42条から第43条、第46条から第47条、第49条、第52条から第53条
岡山県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性海域の沿岸域と同等の事業活動環境とすること。 ＜具体的内容＞ 現状では、事業場からの排水水質に変更がなくても排水量が1m ³ /日増加するだけで、また、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、社会通念上軽微と考えられる変更等の場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、省略すべきである。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条
中国地方知事会	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を一部簡素化すること。 ＜具体的内容＞ 現状では、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、原則汚濁負荷量が増加しない場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧を省略する。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条
広島県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	水質汚濁防止法第4条の3
兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、総量削減計画の策定に関して、計画対象範囲が県内で完結する場合には、環境大臣の協議、同意を不要とし、報告とすること。	水質汚濁防止法第4条の3第3項

中国地方知事会	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	水質汚濁防止法第4条の3
広島県	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定義務を廃止する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条
関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条
鳥取県	環境・衛生	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条
神奈川県	環境・衛生	A 権限移譲	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務の移譲	申請等の経由に係る事務は、保健所設置自治体で実施しているが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づく委託契約事務となっているので、法に基づく事務として明確にする必要がある。	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項

神奈川県	環境・衛生	A 権限移譲	養成施設の指定の移譲(栄養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等
豊田市	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	廃棄物処理施設等の設置許可に当たっての立地基準等の条例委任	廃棄物の処理施設の立地基準について、地域の実情に合わせて、条例により設定できるよう規制緩和を行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条
関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条
鳥取県	環境・衛生	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条
兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項
鳥取県	環境・衛生	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条
兵庫県、徳島県	環境・衛生	A 権限移譲	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条
兵庫県、大阪府	環境・衛生	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時の環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項
関西広域連合	環境・衛生	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条,第38条,第130条第3項,第131条第2項
鳥取県	環境・衛生	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第90条、第130～131条

愛知県	産業振興	A 権限移譲	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	「新産業集積創出基盤構築支援事業」の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱
愛知県	産業振興	A 権限移譲	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業公募要領・交付金交付要綱
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条 平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(第1次公募要領) ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等
愛知県	産業振興	A 権限移譲	新連携支援に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援事業)要綱

愛知県	産業振興	A 権限移譲	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱
愛媛県	産業振興	A 権限移譲	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条
愛知県	産業振興	A 権限移譲	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	産業競争力強化法第127条、第128条
兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	産業振興	A 権限移譲	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書受付)の都道府県への権限移譲	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	産業競争力強化法第75条

愛知県	産業振興	A 権限移譲	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 第4条から第7条及び第12条、第13条 地域商業自立促進事業要綱
長崎県	産業振興	A 権限移譲	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条
堺市	産業振興	A 権限移譲	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱
兵庫県、徳島県	産業振興	A 権限移譲	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	経済産業省組織規則第231条11号 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条第2項 商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業募集要領 地域商業自立促進事業補助金交付要綱等

愛知県	産業振興	A 権限移譲	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱
愛知県	産業振興	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	「中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲	中心市街地活性化に関する法律第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧:戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言	中心市街地の活性化に関する法律第40条
兵庫県、京都府、徳島県	産業振興	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務、同条第5項による通知、第41条第2項による認定の取消し など、中心市街地の活性化に関する事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項、第40条、第41条、中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱
愛知県	産業振興	A 権限移譲	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱
山梨県	産業振興	A 権限移譲	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項
広島県	産業振興	B 地方に対する規制緩和	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項

広島県	産業振興	A 権限移譲	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号
群馬県	産業振興	A 権限移譲	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第2項及び第4項
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する	商工会議所法第3条第2項以外
京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	産業振興	A 権限移譲	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所法第84条 商工会議所法施行令第7条
中国地方知事会	産業振興	A 権限移譲	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道府県に移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	経済産業省組織規則第231条19号等 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条 地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱

九州地方知事会	産業振興	A 権限移譲	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第87条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して 一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、25条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示 地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく 産学官(含自治体)等のコーディネート 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	産業クラスター計画

神奈川県	産業振興	A 権限移譲	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業)) 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	知的財産推進計画
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をヒアリング調査等を実施し、その結果の集約・分析等を行う	広域関東圏産業立地ガイドブック
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告徴収、立入検査、②商品取引員への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引員への報告徴収、立入検査、指導、是正命令	商品取引所法第86条の3、第96条の21、第96条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、 商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条、 犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条

神奈川県	産業振興	A 権限移譲	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則
堺市	産業振興	A 権限移譲	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条 中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第2項、第21条に規定する工業用水道の届出・許可 法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可 法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	計量法第93条、第94条、第98条

神奈川県	産業振興	A 権限移譲	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条
横浜市	産業振興	A 権限移譲	国が地方自治体を經由せず民間事業者へ直接交付している補助金の地方移管	地方自治体が独自制度と一体的に実施できるよう、国が実施する地方自治体を經由せず中小企業等へ直接交付している中小企業支援や地域の産業振興のための補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)の地方自治体への交付金化	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(小規模事業者実証分)交付要綱
愛媛県	産業振興	A 権限移譲	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条
愛媛県	産業振興	A 権限移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、
愛媛県	産業振興	A 権限移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条

愛媛県	産業振興	A 権限移譲	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	経済産業省組織規則第231条21号 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項 小規模事業者持続化補助金交付要綱(日本商工会議所及び全国商工会連合会) 地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行、フォローアップ及び成果普及 等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第10条第1項、同条第2項、第11条第1項、第12条第1項
埼玉県	産業振興	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条 中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱

神奈川県	産業振興	A 権限移譲	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「産学人材育成パートナーシップ今後の取組の方向性について」ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業公募要領
神奈川県	産業振興	A 権限移譲	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進 企業・地域住民等に対するコンピュータウィルス対策や情報セキュリティ強化の普及・促進 地域におけるIT動向の実態の調査	ITの戦略的導入のための行動指針、 IT経営力指標、 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金交付要綱
相模原市・浜松市	消防・防災・安全	A 権限移譲	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2
郡山市	消防・防災・安全	A 権限移譲	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2
長崎県	消防・防災・安全	A 権限移譲	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2
横浜市	消防・防災・安全	A 権限移譲	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2

指定都市市長会	消防・防災・安全	A 権限移譲	災害対応法制の見直し (救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	災害救助法第2条
横浜市	消防・防災・安全	A 権限移譲	救助の主体権限を指定都市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法第2条・4条・18条・21条
横浜市	消防・防災・安全	A 権限移譲	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項
新潟県	消防・防災・安全	B 地方に対する規制緩和	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条
狛江市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状国の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国への報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。	建築基準法第49条第2項 都市計画法第8条
兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	土木・建築	A 権限移譲	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	建築基準法第49条第2項、第68条の2第5項

兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県	土木・建築	A 権限移譲	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	建築基準法第85条の2、第85条の3
兵庫県	土木・建築	A 権限移譲	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごとに構造方法等を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号ロ(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号ロ及びハ(2)
八幡市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の(へ)欄2項及び(と)欄2項、「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの」に「(学校の給食調理室を除く)」を加える。	建築基準法48条別表2
宮津市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	建築基準法第48条第14号
特別区長会	土木・建築	A 権限移譲	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を越える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項

特別区長会	土木・建築	A 権限移譲	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を越える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の仕事に改める。	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項 建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項
神奈川県	土木・建築	A 権限移譲	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	道路法12条
神奈川県	土木・建築	A 権限移譲	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	道路法32条
関西広域連合	土木・建築	A 権限移譲	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)
大阪府	土木・建築	A 権限移譲	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)

兵庫県	土木・建築	A 権限移譲	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)
大阪府	土木・建築	A 権限移譲	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等
兵庫県	土木・建築	A 権限移譲	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	道路法第12条、第13条、河川法第9条
兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
三鷹市	土木・建築	B 地方に対する規制緩和	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	下水道法第22条

埼玉県	土木・建築	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱
埼玉県	土木・建築	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	耐震対策緊急促進事業制度要綱
埼玉県	土木・建築	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱
埼玉県	土木・建築	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱
埼玉県	土木・建築	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	都市安全確保促進事業費補助金交付要綱
埼玉県	土木・建築	A 権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	民間まちづくり活動促進事業交付要綱

愛知県	運輸・交通	A 権限移譲	旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	旅客自動車運送事業に関する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による自動車運送事業に対する助成について、地方運輸局から都道府県に移譲する。	道路運送法4条、9条、11条等 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金
鳥取県、京都府、大阪府	運輸・交通	A 権限移譲	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の地方運輸局から都道府県への移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、道路運送法に基づく許認可等の権限を都道府県に移譲する。	道路運送法第4条、9条、9条の二、9条の三、15条
埼玉県	運輸・交通	A 権限移譲	旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持等に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可(バス事業)及び当該自動車運送事業に関する助成事務を移譲すること	道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第1、3項、第15条第1、3、4項、第15条の2第1、2、3、5項、第15条の3第1、2、3項、第19条、第19条の2、第19条の3、第21条第2項、第22条の2第1、2、3、4、5、7項、第27条第2項、第30条第4項、第31条、第35条、第36条第1、2項、第37条、第38条第1、2項、第84条、第89条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金
特別区長会	運輸・交通	A 権限移譲	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	道路運送法第4条

愛知県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	市町村運営有償運送(交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)の用途に旅行者の輸送を追加	過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とする。 過疎地有償輸送について、実施主体に市町村を追加する。 また、用途に旅行者の輸送を追加する。	道路運送法第78条第1項第2号、道路運送法施行規則第49条第1号、2号、第51条の2第1号等、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15)
萩市	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号のただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	道路運送法第79条の4第1項第5号、道路運送法施行規則第51条の7及び第51条の8、 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、 「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて(H18.9.15自動車交通局長通達)」
長野県	運輸・交通	A 権限移譲	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条
愛知県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、国が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を了承したものは大臣の施設認定は適用除外とすべき。	港湾法第2条第6項

福島県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の一部廃止	港湾法第2条第6項に規定されている国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。	港湾法第2条第6項
京都府、大阪府、徳島県	運輸・交通	B 地方に対する規制緩和	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通省大臣の認定を廃止する	港湾法第2条第6項
兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	運輸・交通	A 権限移譲	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲することを求める。 ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあたっての国土交通大臣への届出を廃止することを求める。	港湾法第4条第4項、同条第8項
兵庫県、大阪府、徳島県	運輸・交通	A 権限移譲	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要があるが、この認定権限を国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。	港湾法第2条第5項、第6項
関西広域連合	運輸・交通	A 権限移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)
兵庫県	運輸・交通	A 権限移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)

神奈川県	運輸・交通	A 権限 移譲	国際観光振興の事務 (ビジット・ジャパン地方連携事業)の国から都道府県への移譲	現在、国と地方が連携して実施している国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律
神奈川県	運輸・交通	A 権限 移譲	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱 地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領
神奈川県	運輸・交通	A 権限 移譲	地域公共交通確保維持事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に委譲する。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業実施要領
燕市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員法第6条第3項
栃木市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員法第6条第3項

萩市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	人権擁護委員候補推薦の議 会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を聞く義務付けの廃止	人権擁護委員法第6条第3項
三豊市	その他	B 地方 に対する 規制緩和	補助金返還要件の緩和(各省 庁の財産処分基準の見直し)	現在、施設の売却等の財産処分にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律」及び所管行政庁の財産処分承認基準により、補助金の返還が余儀なくされ ている。 多くの遊休化・老朽化した施設の有効活用を検討していく中で、それが弊害となり、民間 への売却等に際し、契約交渉の過程において不利になるため、財産処分承認基準を見 直し、有償譲渡や有償貸付の場合であっても、補助金返還を求めず、事務処理の簡素化 を図ってほしい。	厚生労働省所管一般会計補助金等 に係る財産処分承認基準(平成20 年4月17日会発第041700号)
奈良県	その他	B 地方 に対する 規制緩和	水道資産の有効活用のため の有償譲渡に係る国庫補助 金返還免除	地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、有償譲渡については国庫納付に関する 条件を付さずに承認することができず、国庫補助金の返還が免除されないところ、水道資 産の有効活用のため、国庫補助金の返還免除を有償譲渡についても適用できるようにす る。	「厚生労働省所管一般会計補助金 等に係る財産処分承認基準」第3の 1(1)
兵庫県、徳島 県	その他	A 権限 移譲	地域経済循環創造事業交付 金の交付申請事務の見直し	当該交付金については、直接総務省に申請を行っているが、都道府県を経由することと し、交付決定に当たり、優先順位を定めるなど都道府県意見を反映させること。	地域経済循環創造事業交付金交付 要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	地域経済循環創造事業交付 金に関する事務の都道府県へ の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限 を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	地域経済循環創造事業交付金交付 要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助 金(いわゆる「空飛ぶ補助 金」)について、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を 移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	特定地域再生事業費補助金交付要 綱

埼玉県	その他	A 権限 移譲	過疎地域等自立活性化推進 交付金に関する事務の都道府 県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・ 権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	過疎地域等自立活性化推進交付金 交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	緊急消防援助隊設備整備費 補助金に関する事務の都道府 県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・ 権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	消防組織法第42条第2項 緊急消防援助隊設備整備費補助金 交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	消防防災施設整備費補助金 に関する事務の都道府県への 移譲	「空飛ぶ補助金」のうち消防防災施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を 移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	消防組織法第42条第3項 消防施設強化促進法 消防防災施設整備費補助金交付要 綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	無線システム普及支援事業費 等補助金に関する事務の都道 府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財 源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	無線システム普及支援事業費等補 助金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	地域発・文化芸術創造発信イ ニシアチブに関する事務につ いて、都道府県への財源・権 限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財 源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	文化芸術振興費補助金(地域発・文 化芸術創造発信イニシアチブ)交付 要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	劇場・音楽堂等活性化事業に 関する事務について、都道府 県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移 譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	・「劇場、音楽堂等の活性化に関す る法律 ・文化芸術振興費補助金(劇場・音 楽堂等活性化事業)交付要綱

埼玉県	その他	A 権限 移譲	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	伝統文化親子教室事業費国庫補助要項
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	児童福祉法35条第3項、第40条次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	地域生活支援事業実施要綱

埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要領
埼玉県	その他	A 権限 移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	両立支援等助成金支給要領

埼玉県	その他	A 権限 移譲	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち生物多様性保全推進支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	生物多様性保全推進支援事業実施要領 生物多様性保全推進交付金交付要綱 生物多様性保全推進交付金取扱要領
-----	-----	------------	------------------------------	--	---

農地・農村部会で議論する事項(79件)

団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等
	分野	区分			
全国知事会、 全国市長会、 全国町村会	農地・農 業	A 権限 移譲	農地制度のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の確保に資する国・地方の施策の充実 ・農地の総量確保の目標管理 ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し 	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2項、農業委員会等に関する法律第12条
三重県	農地・農 業	A 権限 移譲	農地制度のあり方について	<p>農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。 農地の総量確保の目標管理を行う。 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。</p>	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条 農地法第4条、第5条、附則第2項
飯田市	農地・農 業	A 権限 移譲	農地転用許可権限の移譲	<p>①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。</p> <p>②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあつては「国(農林水産大臣)」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村は除く。)にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。</p>	農地法第4条及び第5条
愛知県	農地・農 業	A 権限 移譲	農地転用許可(4ha超)権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	農地法4条1項、5条1項

松前町	農地・農業	A 権限 移譲	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	農地法第4条第1項、第5条第1項
佐賀県	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び第5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。	農地法第4条、第5条
岡山県	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用許可権限の市町村への移譲	①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。 ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。	農地法第4条第1項及び第5条第1項
静岡県	農地・農業	A 権限 移譲	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	農地法第4条、第5条
佐賀市	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	農地法第4条及び第5条
鳥取県・大阪府	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)	農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項及び第4項

和歌山県・大阪府	農地・農業	A 権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	農地法4条、5条
奈良県	農地・農業	A 権限移譲	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	農地法第4条第1項、第5条第1項
磐田市	農地・農業	A 権限移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	農地法第4条、第5条
三重県	農地・農業	A 権限移譲	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	農地法第4条、第5条、附則第2項
広島県	農地・農業	A 権限移譲	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	農地法第4条第1項及び第5条第1項
埼玉県	農地・農業	A 権限移譲	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)	農地法第4条、第5条

福島県	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。	農地法第4条第1項、第5条第1項
熊本県	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること	農地法第4条 農地法第5条
大分市	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	農地法第4条、第5条
指定都市市長会	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用の許可権限の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	農地法第4条第1項、第5条第1項
岐阜県	農地・農業	A 権限 移譲	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	農地法4条1項、5条1項
神奈川県	農地・農業	A 権限 移譲	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	農地法第4条及び第5条

須坂市	農地・農業	A 権限移譲	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	農地法第4条、第5条
鹿児島県	農地・農業	A 権限移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	農地法第4条及び第5条
徳島県・大阪府	農地・農業	A 権限移譲	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	農地法第4条、第5条
兵庫県・大阪府	農地・農業	A 権限移譲	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	農地法第4条、第5条
三重県	農地・農業	A 権限移譲	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	農地法第4条、第5条
愛知県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	同左	農地法附則2項

静岡県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	農地法附則第2項により都道府県知事に義務付けられている、2haを超え4ha以下の農地転用許可等に係る農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項
佐賀県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。	農地法附則第2項
秋田県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	2haを超え、4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止すること	農地法附則第2項
和歌山県・大阪府	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	農地法附則第2項
岡山県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	農地法附則第2項
磐田市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項

熊本県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国への協議を廃止すること	農地法附則第2
須坂市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	農地法附則第2項
兵庫県 【共同提案】 大阪府	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。	農地法附則第2項
埼玉県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	農地法附則第2項
三重県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	農地法附則第2項
福島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議を廃止する。	農地法附則第2項

鹿児島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	農地法附則第2項
広島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	農地法附則第2項
岐阜県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地法附則第2項
徳島県・大阪府	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	農地法附則第2項
奈良県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。	農地法附則第2項
大分市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	農地法附則第2項

鳥取県・大阪府	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	農地法附則第2項
神奈川県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	・2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実態調査の廃止	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項
燕市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。	農地法第4条第3項・第5条第3項
長岡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	農地法第4条第3項、第5条第3項
岡山県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	農地法第4条第3項及び第5条第3項
磐田市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項

指定都市市長会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。	農地法第4条第3項 農地法第5条第3項
大分市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること	農地法第4条第3項、第5条第3項
愛知県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第5条
岡山県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項
鳥取県・京都府・徳島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項
広島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

兵庫県 【共同提案】 徳島県	農地・農業	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域整備基本方針 変更に係る農林水産大臣への 協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	農業振興地域の整備に関する法律 第4条第5項、第5条第3項
飯田市	農地・農業	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域の整備に関する 法律に基づいた市町村計画の うち、農用地区域の設定・変更 については、都道府県知事の 同意を不要とする。	① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設の建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。 ② 地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条
岡山県	農地・農業	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域整備計画を策定・ 変更する場合の都道府県 知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項
栃木市	農地・農業	B 地方 に対する 規制緩和	農用地利用計画に係る都道府 県知事への協議及び同意 を廃止	農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項
長岡市	農地・農業	B 地方 に対する 規制緩和	農用地利用計画に係る都道府 県との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項
鳥取県・大阪 府・徳島県	農地・農業	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域整備計画を策定・ 変更する場合の農用地区 域の設定・変更に係る都道府 県知事への協議の廃止	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項

磐田市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条4項
広島県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項
横浜市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項
豊橋市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項
近江八幡市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条
大分市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)

指定都市市長会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項
指定都市市長会	農地・農業	A 権限移譲	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項
さいたま市	農地・農業	A 権限移譲	農業振興地域の指定権限の移譲	県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条
新潟市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること。	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。	農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項
愛知県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項

北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令
鳥取県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。	・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条 ・農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令
長野県	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の(1)
豊橋市	農地・農業	B 地方に対する規制緩和	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	農地法第2条第1項、第4条、第5条